

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当たらない
日を翌日とする)

目次

◇ 告 示 昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号の一部改正
昭和四十一年二月鳥取県告示第五十七号の廃止

告 示

鳥取県告示第四百十六号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 香川県 岐阜県
埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋田県 栃
木県 鹿児島県 青森県」を「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知
県 静岡県 香川県 岐阜県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県
山梨県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿児島県 青森県 長野県」に改める。

鳥取県告示第四百十七号

昭和四十一年二月鳥取県告示第五十七号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）は、廃止する。

昭和四十二年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗